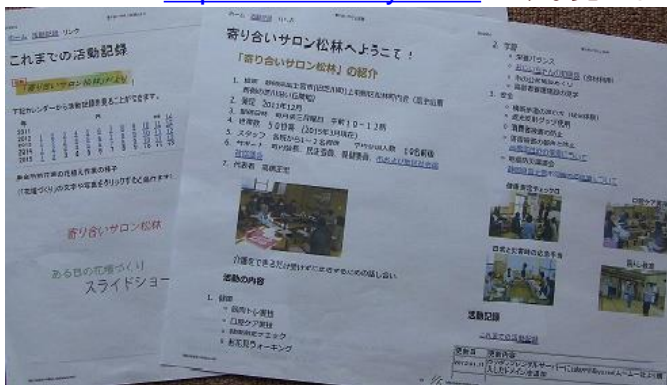


- (1) 3/16(月) おしゃべり会が行われ、次年度の実施計画などを話し合う。
 今回も十分なおしゃべり時間を取り、参加者の希望や提案等を話し合いました。
 ・おしゃべり会を主体に、半分は学習会や健康実技、レクリエーションを行ったら。
 ・参加者の有志による企画や女性が中心となった企画などいいのではないか。
 ・市社協への報告も兼ね、当サロン実績記録を備えたサイトを4月より立ち上げた。
- (2) 4/20(月)「相続・遺言のお話」を行政書士 清水啓一郎氏によるPC
 スライドと配布資料から基本的な仕組みをお聴きすることができた。
 ・遺言があれば、財産分与など自分の意思が反映でき、不要な相続争いが防げる。
 ・遺言がないと、法廷相続人、つまり第1順位は子(その代襲者)、第2順位は直系
 尊属(父母・祖父母など自分より前の世代)、第3順位は兄弟姉妹(その代襲者)
 で、配偶者は常に相続人となり、妻とその他の相続人で法律に基づき相続を行う。
 ・一定の金額の範囲内で生前贈与等を適宜行うことで、賢い相続減税ができる。
 年間、贈与枠が110万円以内であれば、贈与税がかからなく確定申告も必要ない。
 尚、詳しい説明資料は、寄り合いサロン松林「<http://salon-mtbys.red/>」P43参照
 税理士会資料「<http://www.gifftax.jp/donation/annually.html>」なども参考に!

当サロンのホームページができました
 アドレスは<http://salon-mtbys.red/> です。見てね

熱心に資料とスライドから相続・遺言のお話を聴く



羽鮎山展望台からの富士山

お知らせ

春だ! 春爛漫



5月度 寄り合いサロン松林 予定

- ・2015年5月18日(月) 午前10時から
- ・松林集会所 参加無料!
- ・「たっぷり時間をとったおしゃべり会」を予定しています



皆さん、当サロンに立ち寄ってお茶を飲んでおしゃべりしてください!

代表 高橋正宏
 電話 0544-65-1526